

傷害保険改定

に関する大切なお知らせ

当社保険プランにご加入いただき、心より御礼申し上げます。
このたび傷害保険につきまして、保険料率および約款の改定をさせていただくことになりました。
ご加入の皆さまにおかれましては、ご一読いただき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

チューリッヒ保険会社

1 保険料が変わります。(保険料率改定について)

2025年(令和7年)8月1日以降に到来するお客さまの契約更新日から適用させていただきます。

●保険料変更の背景

当社では統計性の観点から、損害保険料率算出機構^(注1)の会員保険会社から報告された大量のデータの保険統計に基づき算出された参考純率^(注2)を使用することとしています。
損害保険料率算出機構では、定期的に傷害保険の参考純率の見直しを行っておりますが、新型コロナウイルスによる社会の行動変容などリスク動向の把握が難しい時期もあり、料率改定を実施せず約6年が経過しています。現在それらの状況が概ね解消方向にあることから、直近のリスク実態を反映し、このたびの改定となりました。
これにともない、当社にて保険料率^(注3)の見直しを行いました。

(注1) 損害保険料率算出機構

参考純率と基準料率の算出・提供および自賠責保険の損害調査を行う料率算出団体です。

(注2) 参考純率

損害保険料率算出機構が会員保険会社から報告された契約・支払に関する大量のデータを基に均質な保険料統計を作成し、科学的・工学的手法や保険数理などの合理的な手法を用いて、将来、事故が発生したときに支払われる保険金などを予測した「純保険料率」のことをいいます。

(注3) 保険料率

損害保険の保険料率は、「純保険料率」と「付加保険料率」で構成されています。

- a) 純保険料率：事故が発生したときに保険会社が支払う保険金についての保険料率です。
b) 付加保険料率：保険会社が保険事業を営むために必要な経費等についての保険料率です。

 動画の解説もございます



> 動画はこちら

※外部リンクへ移動します

2 ご契約の約款の内容が一部変わります。(約款の改定について)

●主な改定の内容

対象保険種類	・普通傷害保険 ^(注4) ・交通傷害保険	・家族傷害保険 ^(注4) ・ファミリー交通傷害保険
--------	------------------------------------	---

改定項目	改定内容
約款の改定	①通院(みなし通院)の見直し 実際に通院していない場合であっても、ギブス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「ギブス等」の定義の明確化を行い、保険金のお支払い対象外となる固定具(サポーター、テーピング等)を明記します。 ※自賠責保険・自動車保険における取扱いと同じになります
	②「配偶者」の定義拡大(同性パートナー) 用語の定義における「配偶者」の項目に同性パートナーを含めることを規定します。また、用語の定義に「親族」の項目を新設します。
	③「危険ドラッグ」の明確化 麻薬等を使用して自動車等を運転した場合に発生した傷害は保険金のお支払い対象となりませんが、麻薬等に危険ドラッグ(指定薬物)も含むものとして明確化します。
	④交通乗用具の範囲の整理 改正道路交通法を踏まえ、改定後の「原動機付自転車」には、「一般原動機付自転車」および「特定小型原動機付自転車」のいずれも含まれる旨明確化します。 また、改正道路交通法において「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の規定が新設されたことに伴い、これらを交通乗用具の範囲に追加します。 交通乗用具の除外規定の対象から、電動キックボードを除外します。
	⑤賠償責任補償の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・誤って線路に立ち入る等により電車等を運行不能にしまった場合に発生する賠償責任も新たに保険金のお支払い対象とします。 ・受託品に対する賠償責任についても保険金のお支払い対象とします。 ・住居の定義を保険証券記載の住居から被保険者の住居に変更します。

(注4) 改定内容④のみ除く

上記以外の改定内容につきましては、以下のURLよりご確認をいただきますようお願い申し上げます。
<https://www.zurich.co.jp/zwa/rg>

よくあるお問合わせ

Q 保険料はいつから変わりますか。

A 契約更新日から変わります。

送付されるご案内に記載の「新月払掛金(保険料)初回ご請求月」または「新月払保険料初回ご請求月」をご確認ください。
(保険料のお支払方法によって一部の方は記載がない場合があります。)

Q 新しい保険料の保険証券(加入者証)は発行されますか。

A 原則、発行いたしません。

環境保護の観点から一部の方を除き書面の送付は行っておりません、ご了承ください。
更新後の契約内容は、**契約更新日以降**に【お客さま専用契約照会ページ「マイポータル」(<https://www.zurich.co.jp/mar2/>)]にてご確認いただけます。
新しい保険料の保険証券(加入者証)をご希望の場合は、**契約更新日以降**に「マイポータル」よりお申し出ください。